

別表 1

A. 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

工事内容	対象となる改修工事		モデル工事費 ^{※1} (省エネ基準)	仕様・備考
	工事種別	工事規模		
窓	ガラス交換 ^{※2}	1.4 m ² 以上	64 千円/枚	国土交通省所管の「こどもみらい住宅支援事業」において登録されている建材のうち、当該住宅の存する市町村の省エネ基準地域区分に適合している「省エネ」又は「省エネ・防音」の区分の建材であること。または、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。
		0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満 ^{※6}	48 千円/枚	
		0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満 ^{※6}	16 千円/枚	
	内窓設置 ^{※3} 外窓交換 ^{※4}	2.8 m ² 以上 ^{※7}	168 千円/箇所	
		1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満 ^{※7}	128 千円/箇所	
		0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満 ^{※7}	112 千円/箇所	
ドア	ドア交換 ^{※5}	開戸：1.8 m ² 以上 ^{※7}	256 千円/箇所	
		引戸：3.0 m ² 以上 ^{※7}		
		開戸：1.0 m ² 以上 1.8 m ² 未満 ^{※7}	224 千円/箇所	
		引戸：1.0 m ² 以上 3.0 m ² 未満 ^{※7}		

※1 モデル工事費とは、住宅の省エネルギー性能を向上させる開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事及び設備の効率化に係る工事の費用として、町長が定める工事費をいう。

※2 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

※3 内窓設置とは、既存窓の内側に新たに窓を新設するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。

※4 外窓交換とは、既存窓を窓ごと取り除き新たな窓に交換するものをいう。

※5 ドア交換とは、既存のドアを取り除き新たなドアに交換するものをいう。

※6 ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。

※7 内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

工事内容	断熱材の区分	モデル工事費 (省エネ基準・ZEH 基準共通)	仕様・備考
		戸建て住宅	
外壁	A～C	136 千円/m ²	こどもみらい住宅支援事業において登録されている建材であり、かつ厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。又は、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。
	D～F	204 千円/m ²	
屋根・天井	A～C	48 千円/m ²	
	D～F	82 千円/m ²	

床	A～C	162.6 千円／㎡	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 <断熱材の区分> A～C 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035 D～F 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.034 以下
	D～F	244 千円／㎡	

B. 設備の効率化に係る工事

設備種別	モデル工事費 (省エネ基準・ ZEH 基準共通)	仕様・備考
太陽熱利用 システム※ ¹	452 千円／戸	<p>こどもみらい住宅支援事業において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <p>強制循環式のもので、JIS A4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること）</p>
高断熱 浴槽※ ¹	349 千円／戸	<p>こどもみらい住宅支援事業において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <p>JIS A5532 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。</p>
高効率給湯機※ ²	243 千円／戸	<p>こどもみらい住宅支援事業において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JIS C 9220 に基づく年間給湯保温効率（ただし、当該給湯機がふろ熱回収機能を有する場合は、ふろ熱回収なしの値）、又は年間給湯効率が 3.0 以上であること。 ・ 給湯部熱効率が 94% 以上であること。 ・ 連続給湯効率が 94% 以上であること。 ・ 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が 102 %以上であること。
電気ヒート ポンプ給湯 機		
潜熱回収型 ガス給湯機		
潜熱回収型 石油給湯機		
ヒートポン プ・ガス瞬 間式併用型 給湯機		
節湯水栓※ ³	53 千円／台	<p>こどもみらい住宅支援事業において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <p>JIS B2061:2017 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の</p>

		機能を有すること。
コージェネレーション設備 ^{※2}	—	・燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可) ・ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準 JIS B 8122) に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 LHV 基準) で 80 % 以上であること。
コージェネレーション設備 ^{※2}	—	
蓄電池 ^{※4}	—	ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。
LED 照明 ^{※5}	—	工事を伴うものに限る。

※1 設置を行った設備の種類毎に1台/戸を補助対象とする。

※2 電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、コージェネレーション設備のいずれかの1台/戸を補助対象とする。

※3 設置を行った台数分を補助対象とする。

※4 可搬型で、住宅配線に接続されていないものは補助対象外とする。

※4 電球のみの交換は補助対象外とする。

別表2

事業区分		補助率	補助限度額
(i)省エネ改修	全体改修	省エネ改修工事に係る費用に100分の23を乗じて得た額の合計とする。ただし、その内訳において別表1にてモデル工事費 ^{※1} を定めている工事については、モデル工事費又は実際の工事費 ^{※2} のいずれか低い額を計上するものとする。	省エネ基準に相当 766千円/戸 ZEH水準に相当 1,000千円/戸
	部分改修	別表1に掲げる工事に対して、同別表で定めるモデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額を合計した額に100分の23を乗じて得た額とする。	仕様基準 ^{※3} に適合 766千円/戸 ZEH仕様基準 ^{※3} に適合 1,000千円/戸
(ii)省エネ建替え		省エネ建替え工事に係る費用うち省エネ改修工事に要する費用及び除却費用を合計した額に100分の23を乗じて得た額の合計とする。ただし、その内訳において別表1にてモデル工事費を定めている工事については、モデル工事費又	省エネ基準に相当 766千円/戸 ZEH水準に相当 1,000千円/戸

	は実際の工事費のいずれか低い額を計上するものとする。	
(iii)省エネ診断	住宅の省エネ診断に係る費用の2/3	省エネ改修又は省エネ建替への補助額
(iv)省エネ設計	住宅の省エネ改修又は省エネ建替えを行うための設計に係る費用の2/3	
(i～iv)補助金の額の合計		1,200千円/戸

※1 モデル工事費とは、住宅の省エネルギー性能を向上させる開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事及び設備の効率化に係る工事に係る費用として、町長が定める工事費をいう。

※2 実際の工事費は、複数の見積もりの取得等により、適正な工事費を計上するものとする。

※3 国の仕様基準（熱貫流率）に基づく。

<備考>

- 1 省エネ改修及び省エネ建替えに係る費用には、次に費用を含むものとする。
 - (1) 設備の効率化に係る工事費。ただし、開口部や躯体等の断熱化に係る工事費の額以下とする。
- 2 省エネ診断に係る費用には、次の費用を含むものとする。
 - (1) 省エネ診断に必要となる調査のための費用
 - (2) 既存住宅について BELS 等の評価・認証を受けるために必要な費用
- 3 省エネ設計に係る費用には、次の費用を含むものとする。
 - (1) 省エネ改修又は省エネ建替えを行うために必要な調査・設計・計画に係る費用
 - (2) 省エネ改修又は省エネ建替えの設計内容について BELS 等の評価・認証を受けるために必要な費用
- 4 次に掲げる経費は、対象経費から除くものとする。
 - (1) 国、県、他市町村その他の補助制度を併用する場合は、当該補助制度が対象とする部分に係る経費
 - (2) 補助事業と関連性のない経費
- 5 新築時に省エネ基準適合義務の対象となっている住宅は補助事業の対象とはならない。